

申告書の作成が必要な納税者の方へ

相続税の申告には

e-Taxが便利です。



STEP 1

申告が必要かなと思ったら・・・

- 国税庁ホームページの「タックスアンサー」をご覧ください。

国税庁ホームページに「タックスアンサー」を掲載していますので、相続税についてご不明な点があれば、ご利用ください。



- 「相続税の申告要否判定コーナー」をご利用ください。

国税庁ホームページでは、相続財産の金額などを入力することにより、相続税の申告のおおよその要否を判定できる「相続税の申告要否判定コーナー」を公開していますので、是非ご利用ください。



STEP 2 申告書の作成に当たっては・・・

- 税理士等へ申告書の作成を依頼することもできます！

税理士等をお探しの場合は、日本税理士会連合会ホームページ内の税理士情報検索サイト【<https://www.zeirishikensaku.jp>】で税理士等の検索が可能です。

なお、税理士等でないにもかかわらず税理士業務を行ういわゆる「二セ税理士」にご注意ください。



- e-Taxホームページからe-Taxソフトをダウンロードできます。

e-Taxホームページでは、利用開始の手続、e-Taxの推奨環境、「e-Taxソフト」の操作方法及びよくある質問(Q&A)などの情報を掲載しています。

よくある質問(Q&A)をご覧いただいてもなおご不明な点がある場合は、e-Taxヘルプデスク(0570-01-5901)をご利用ください。



e-Taxを利用すると…

納税者の方には、こんなメリットも

● 申告書がキレイに仕上がります。

申告書をデータで作成すれば、繰り返し訂正しても見やすくキレイに仕上がります。



申告書の訂正がスムーズにできる♪

● 利用者識別番号のみで申告できます。

財産取得者の利用者識別番号の暗証番号や電子証明書（マイナンバーカード等）は不要です。



本人確認書類の添付も省略できる♪

● 税務署に出向くことなく申告できます。

インターネットを利用して申告・納税手続を行うことができます。



税務署に提出に行く（郵送する）手間が省ける♪

● 申告書の控えなどをデータで管理できます。

送信したデータや受付結果をファイルに保存できるため、申告書控えの紛失を防止できます。また、確認したいときに保管場所を思い出せずに書類を検索することもなくなります。



必要な時にいつでもサッと出力できる♪

※ 納税者の方が送信を行う場合は、本人以外の財産取得者の申告をまとめて行うことはできませんので、財産取得者ごとに申告書を送信（提出）する必要があります。

多くの方にe-Taxをご利用いただいております。

e-Taxの利用をご依頼ください！

税理士等へ申告書作成を依頼する場合にも

まずは、利用者識別番号の取得をお願いします。



所得税の申告などで既に利用者識別番号を取得している方は、同じ番号をご利用いただけます。利用者識別番号は、過去に電子申告を行った申告書等の控えや税務署からの郵便物などにより確認できます。

利用者識別番号を取得されていない（取得しているか不明な）方は、「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」を提出（送信）することで、番号を取得（確認）できます。

利用者識別番号は、国税庁のe-Taxホームページから取得できます！

利用者識別番号の取得はこちら



納税は、e-Taxからダイレクト納付

● 指定した預貯金口座から口座引落しできます。

事前に届出書を提出することで、即時又は納付日を指定して納付ができます。詳細は、国税庁ホームページ「ダイレクト納付の手続」をご確認ください。

